

道路陥没事故に係る対応への支援を求める意見書

令和7年1月28日に八潮市内の県道松戸草加線中央一丁目交差点内において、中川流域下水道の下水道管の破損に起因すると思われる道路陥没により、走行中のトラックが転落する事故が発生した。事故現場において、県では、市、県警、消防、自衛隊、民間団体等とともに総力を上げ、救出活動を行っているところである。

これまで、国や民間団体等の協力のもと、救出活動を最優先に、緊急的な応急措置が行われており、現場のスロープの設置・強化やがれきの撤去、地盤改良工事等を進めており、近傍の水路・河川を経由した下水の放流や、バキューム車を用いた中川水循環センターへの汚水輸送においても、国をはじめとする関係者の御協力をいただいている。また、12市町、約120万人の県民、地域内の事業者などに事故発生から2週間にわたり下水道の使用自粛について御協力をいただいた。これらの御協力について、県議会として深く感謝の意を表すところである。

県では、管きょ内にあるキャビン救出に必要な環境整備を行う工事に3か月を要し、一定期間の避難が必要なことから、2月11日、災害対策本部を設置して対応に当たることとし、八潮市を対象に災害救助法の適用を決定した。

また、応急措置や復旧を迅速に行うことが急務の中、県では、復旧工法検討委員会を設置したところであるが、がれき撤去作業は難しく、また、破損箇所をバイパスする下水道管を設置する必要などから、全面復旧には、かなりの日数を要することが見込まれる。

さらに、耐用年数である50年を迎えた下水道管は、県管理下だけで60キロメートルにも及んでおり、事故原因の究明による同様な危険箇所を対象とした調査やこれらに伴う対応など、多岐・広範囲にわたる措置が必要となる。

こうした中、全ての関係者による連携した対応が継続して求められている。

他方、災害救助法では、避難生活を余儀なくされている方への支援は、避難所の運営・炊出し経費など適用範囲が限定的で、事業活動における縮小や休業を余儀なくされた事業者への支援は、適用対象外となっている。

全国においては、高度経済成長期以降に集中整備されたインフラが加速度的に老朽化しており、今回の事故原因を踏まえて必要な対策を実施していくことは、国土の強靱化を推進し、国民生活の安全と安心を確保するために不可欠である。策定が進められている国土強靱化実施中期計画においても、地方自治体の意見を十分に踏まえて、こうした点を重視していく必要がある。

また、下水道の整備に加えて、維持管理を含めた費用対効果等の視点から、合併処理浄化槽の促進など、下水道の在り方について検討する必要がある。

よって、救出活動を最優先に、迅速な応急措置や復旧、影響を受けた住民・事業者への十分な対応を実施し、今回のような事故の再発を防ぎ、県民生活の安全と安心の確保に向けた取組を進めることができるよう、国においては、人的・技術的支援に加え、財政的支援においても最大限に行っていただくとともに、国土強靱化実施中期計画の策定においては、地方自治体の意見を十分に踏まえて、下水道の強靱化を重要な施策として位置付け、必要な予算を確保することを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 2 月 19 日

埼玉県議会議長 齊藤 邦明

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣
内閣官房長官
国土強靱化担当大臣
防災担当大臣
経済財政政策担当大臣

様